

企業版ふるさと納税の ポイントと課題

一般財団企業キャノングローバル戦略研究所

主任研究員

柏木 恵



はじめに

「企業版ふるさと納税」とは、地方再生法のもと、国（内閣府）が認定した自治体の地方創生のプロジェクトに対して、企業が寄附を行った場合に、新設した税額控除が受けられるという制度である。平成28年度から平成31年度までの4年間の時限措置である。

「企業版ふるさと納税」の正式名称は、「地方創生応援税制」である。志のある企業が地方創生を応援する税制という意味で名づけられた。企業が寄附しやすいように、税負担の軽減効果を2倍にし、寄附額の下限は10万円とし、少額寄附を可能とした制度である。

国は、地方交付税交付金や国庫負担金などの財政を通じて、自治体へ財源を移転している。消費税増税の延期にみられるように、国税のパイを増やすことは容易でない。国民や企業に対して、自治体の財源を新たな形で負担してほしい。民間資金を地方創生に活用してほしい。都市部に偏る企業の税収を地方に移したいという願いがある。こうした背景から、近年

では、「個人版ふるさと納税」が創設され、国民が自由に自治体へ寄附ができるようになり、ここ数年の寄附額の伸びが著しい。そして、今回の「企業版ふるさと納税」によって、企業の自治体への積極的な寄附が期待される。

自治体は、これまで以上に、企業から寄附という形で資金調達することが可能となった。ただし、この「企業版ふるさと納税」には、いろいろな前提条件や留意事項があるため、わかりにくい点が多い。「個人版ふるさと納税」の企業版と捉えて、取り組むと全く違うことに驚くことになる。

そこで、本稿では、「企業版ふるさと納税」の仕組みや寄附する企業側のメリット・留意点、国・自治体の課題などについて、自治体への電話インタビュー結果を交えて解説する。

企業版ふるさと納税の ポイント

ここでは、企業版ふるさと納税の流れ、対象となる自治体、企業のメリット、留意点を述べる。

(1) 企業版ふるさと納税の流れ

「企業版ふるさと納税」の流れは、図表1のように17のステップで表わせる。多くのステップを踏むのは、地域再生法に基づき、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」として国が認定した、地方版総合戦略に位置付けられた事業であり、かつ、地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して企業が行う寄附に対して税額控除を認めるからである。

具体的な流れを説明する。国は、自治体があらかじめ企業に相談し、寄附の見込みを立てた上で事業計画を作成し、地域再生計画として内閣府に申請するという流れを想定しているため、①企画立案、②企業への寄附の依頼、企業による③寄附の検討の後、④寄附の申出があり、自治体が⑤地域再生計画を作成する。そして、⑥認定申請を行い、内閣府が⑦審査し、⑧認定し、⑨公表する。それを受けて、自治体は⑩認定事業の公表を行う。そして、⑪事業を実施し、当年度の事業が終了した段階で⑫事業費が確定するので、企業に対して⑬寄附の要請が

できることになる。それを受けて、企業は⑭寄附を払い込む。自治体は⑮事業費の範囲内において寄附を受け入れる。そして、民間企業に対して、⑯領収書を交付し、企業は、その領収書をもって、⑰損金算入と税額控除のため、税の申告を行うという流れになる。

自治体が作成する地方再生計画の事業は、しごと創生や結婚・出産・子育て等の観点から効果の高い地方創生事業である。

(2) 対象となる自治体

地方版総合戦略を策定したすべての自治体が認定されるわけではなく、次のいずれかに該当する自治体は対象外となる。

- ① 地方交付税の不交付団体である都道府県
- ② 地方交付税の不交付団体であり、その全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域とされている市町村

平成28年度は18自治体が対象外である。①の条件には、東京都(23特別区を含む)が該当する。②の条件下では、埼玉県では戸田市と美芳町、東京都では立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、小金井市、国分寺市、調布市、多摩市、羽村市、瑞穂町、千葉県では浦安市、市川市、神奈川県では鎌倉市、藤沢市、厚木市、寒川町が該当する。

(3) 企業のメリット

企業のメリットは、企業の知名度向上と10万円の寄附から新設の税額控除が受けられることである。

企業が寄附を行った場合、現行の税制では、国税と地方税を合わせて寄附額の約3割の損金算入が認められ、残り7割分は企業負担であった。

企業版ふるさと納税による寄附を行う場合、図表2のように、さらに3割分が税額控除の対象となり、

企業負担は約4割となる。3割お得になったというわけである。たとえば、1,000万円を企業版ふるさと納税として寄附すると、損金算入と税額控除により、実際の企業負担は400万円になる。

税額控除の詳細は以下のとおりである。

① 法人住民税

寄附額の2割を税額控除(法人住民税法人割額の20%が上限)

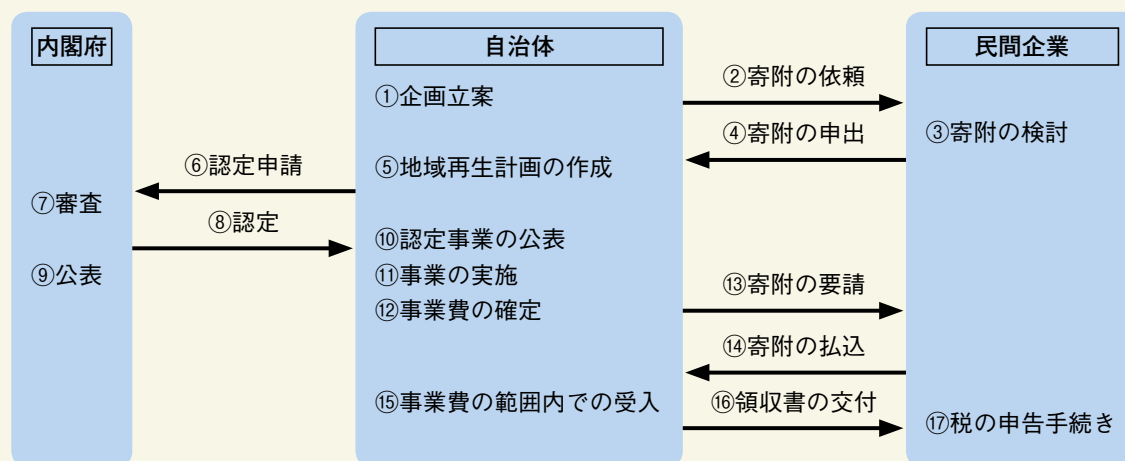
② 法人税

法人住民税の控除額が寄附額の2割に達しない場合、寄附額の2割に相当する額から法人住民税の控除額を差し引いた額を控除(寄附額の1割、法人税額の5%が上限)

③ 法人事業税

寄附額の1割を税額控除(法人事業税額の20%が上限、ただし、平成29年度の地方法人特別税廃止後は15%)

図表1 企業版ふるさと納税のフロー





(4) 留意点

まず、企業が認識すべきなのは、「個人版ふるさと納税」の企業版ではないということである。個人版ふるさと納税では、特産品などの返礼品に人気が集まり、まるで税制を利用したカタログショッピングのようになっているが、「企業版ふるさと納税」には、返礼品はない。

そして、自治体は寄附を行う企業に対し、寄附の代償として経済的利益を与える以下の行為を禁じられているため、寄附をすれば何らかの見返りがあるとは思わない方がよい。寄附しても、扱いは寄附していない他の企業と同じとなる。

- ① 寄附額の一部を補助金として供与すること
- ② 入札や許認可で便宜を図ること
- ③ 有利な利率で融資すること等

さらに、企業が本社の立地する自治体に対する寄附は対象外であり、税額控除が受けられなくなるので要注意である。つまり、企業は本社のある自治体以外、たとえば営業所や工場のある自治体や応援したい自治体に寄附をすると税

額控除が受けられる。

インタビューからわかったこと

2016年8月2日には、平成28年度第1回「企業版ふるさと納税」の対象事業として、87自治体102事業の認定が決定された。内閣府のホームページで、102事業の計画書を見ることができるが、各計画書をみているうちに、いくつかの疑問点が浮かび、30事業に対して電話インタビューを行った。

(1) 寄附額と寄附法人について

102事業の計画書には「(7) 寄附の見込額」という欄がある。事業費計＝寄附額計としている計画書もあれば、寄附額が100万円以下の計画書もある。事業費計＝寄附額計としたケースでは、ほぼ見通しが立っているケースと、これから企業を探すが、頑張り目標として計上したケース、財政が厳しいので本気で寄附を集めなければならないと考えているケースがあった。

一方、100万円以下の計画書では、集まらなければ一般財源を投入すればよいと悠長に構えているケース、見通しが立っていないので下限の10万円を積み重ねたケース、企業から10万円程度の寄附を申し出されていたケースである。

(2) 寄附法人名について

計画書の中には、はっきりと企業名が掲載されているものと、業種のみにとどまっているものがあった。業種のみとなっている理由を聞くと、企業側から名前を伏せてほしいと依頼があったケースと、具体的な企業がみえていないため見込みで記載したケースがあった。

(3) 寄附法人の見つけ方

どのように寄附法人を見つけたかを聞いたところ、首長や出先機関からの紹介や同郷の集いを通じて、首長や担当者が直接企業に訪問しているケースが多かった。企業版ふるさと納税が始まる前から企業から寄附の話があった自治体も3件ほどあった。秋田県仙北市で

図表2 税制のメリット

通常の寄附では

損金算入 約3割 (国税+地方税)	企業負担 約7割
----------------------	----------



企業版ふるさと納税すると

損金算入 約3割 (国税+地方税)	税額控除 3割	企業負担 約4割
----------------------	---------	----------

は、寄附法人のインフォテリア株式会社の商品「Handbook」が1,000件導入されたので、角館の千本桜にちなんで桜の保全を目的に寄附をしたいという話があった。「千」という数字が結びつけた縁である。仙北市は、来年度に向けて、東京にあるアンテナショップでメディアを集めてプレス発表する予定である。

「企業版ふるさと納税」の課題

自治体にとって、「企業版ふるさと納税」は財源調達の新たな選択肢となりうる。企業にとっても、地域への社会的貢献が実現でき、日本経済の発展にも寄与する可能性があり、CSR（企業の社会的責任）の選択肢になりうる。しかし、企業側に立ってみると、利用しにくい点が見られる。

①寄附したいときに寄附できない

自治体は事業費額が決定した年度末に寄附を受け入れるルールとなっており、企業は寄附したいときや寄附できるときに寄附ができない。

②寄附額をキープできない

事業費額を超えて寄附を受け入れてはいけないルールとなっているため、企業が多額の寄附をしたくても断られる可能性があり、自治体としても寄附金を積み立てることができない。クラウドファンディングの方がいいのではないかと考えている自治体もある。

国は、もっと企業側の立場に立って制度を見直した方がよい。

Profile

柏木 恵(かしわざい めぐみ)氏

キャンニンググローバル戦略研究所主任研究員。税理士。経済学博士(中央大学)株式会社大林組を経て、2001年より富士通総研で国や自治体のコンサルティングに従事。2009年より現職
日本財政学会員、日本地方財政学会員、国際公共経済学会員
総務省地方財政審議会特別委員、総務省「官民連携入札等監理委員会」専門委員、総務省「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」委員、東京都「固定資産評価に関する検討委員会」委員、横浜市税制調査会委員などを歴任
専門分野は財政学、地方財政、公会計、官民連携など

【主な著書】

『図解よくわかる地方税のしくみ』(学陽書房)、『英国の国営医療改革—ブレア—ブラウン政権の福祉国家再編政策』(日本評論社)、『自治体のクレジット収納』(学陽書房)、『全検証 人口急減と自治体消滅』共著(時事通信社)など多数

自由度を増やした方が企業も寄附しやすくなる。

自治体の課題はアカウントビリティである。企業版ふるさと納税は寄附した企業に見返りをしないのがルールであるが、寄附をすれば見返りがあると考えるのが一般的である。そこで、あらぬ疑いをかけられないために、最初から最後までオープンにしておくことが重要である。ホームページや広報誌を通じて、認定事業の内容、寄附法人の名称と寄附額、事業費などを公表した方がよい。特に入札については、説明責任に気を付けた方がいい。

また、横並びを避けるためにも、自治体のもてる資源を生かした独自色のある事業を立案することで、産業振興策の一環として企

業誘致を進めている自治体もある。自治体の方向性を明確にするため、対象事業の立案では、既存の企業誘致策や地域振興策との兼ね合いを考える必要もある。寄附企業を集めるには、自治体の発信力が試される。

おわりに

本稿では、「企業版ふるさと納税」の仕組みや寄附する企業側のメリット・留意点、国・自治体の課題などについて、自治体への電話インタビュー結果を交えて解説した。

国税庁の統計では、2014年の企業による寄附税制が7,000億円に上っており、もともと企業には社会や地域に貢献しようとする意識があることを示している。そうであるのに、わざわざ税額控除を設定して企業の寄附を促そうとする姿勢には、税制を歪ませる観点から賛同できない部分もあるが、制度が実施された今、自治体も企業もうまく活用した方がよい。

寄附は、企業の業績や景気に左右される側面もある。企業の知名度向上などメリットと比較検討して、企業が寄附をやめてしまうこともありうる。そこで自治体は、それぞれの地域が持っている良さを認識し、企業が寄附したくなる事業を発案することが重要である。工夫次第で価値が生まれるという自信につながるだろう。企業側も本来持っている社会貢献・地域貢献の意識を発揮し、地方創生に寄与してほしい。